特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０３７号

東京都港区西新橋１丁目２番９号
清算株式会社　株式会社ルスチカーナ
代表清算人　笹波　真砂

１　決定年月日　令和８年７月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第２０部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第２０２０号

東京都港区浜松町２丁目２番15号　浜松町ダイヤビル２Ｆ
清算株式会社　株式会社ＮＴＩ整理会社
１　決定年月日　令和8年7月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第２０部

令和７年（ヒ）第２０８２号

東京都中央区日本橋富沢町９番10号稲村ビル７階
清算株式会社　株式会社エステーホーム
１　決定年月日　令和8年7月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第２０部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第６号

静岡県浜松市中央区流通元町１９番３号
清算株式会社　浜静トレーディング株式会社
代表清算人　濵谷郁弥

１　決定年月日　令和８年７月２９日
２　主文　次の協定を認可する。

協　定

第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、浜静トレーディング株式会社（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
３　弁済の方法及び端数の処理
（１）弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー１３階）において行う。但し、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
（２）弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、後記第３．１で定義する関係者債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び放棄
（１）一般債権の弁済
清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。
（２）一般債権の放棄
各一般債権者は、上記（１）の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて放棄する。なお、上記（１）の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各一般債権者に通知したときに、各一般債権者は一般債権をすべて放棄する。
（３）追加弁済
上記（１）による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各一般債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各一般債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記（２）による放棄の効力は失われるものとする。
第３　関係者債権
１　関係者債権の定義
関係者債権とは、協定債権のうち、濵谷郁弥が清算株式会社に対して有する債権をいう。
２　関係者債権についての放棄
関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権をすべて放棄する。

以　上

（別紙省略）

静岡地方裁判所浜松支部民事部

令和８年（ヒ）第７号

静岡県浜松市中央区流通元町１９番３号
清算株式会社　浜静クラフト株式会社
代表清算人　濵谷郁弥

１　決定年月日　令和８年７月２９日
２　主文　次の協定を認可する。

協　定

第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、浜静クラフト株式会社（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
３　弁済の方法及び端数の処理
（１）弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー１３階）において行う。但し、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
（２）弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の弁済及び放棄
１　協定債権の弁済
清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として弁済する。
２　協定債権の放棄
協定債権者は、上記１の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が協定債権者に通知したときに、協定債権者は協定債権をすべて放棄する。
３　追加弁済
上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記２による放棄の効力は失われるものとする。

以　上

静岡地方裁判所浜松支部民事部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第３号

岡山県久米郡美咲町藤原125番地29
再生債務者　岸本美智子

１　決議に付する再生計画案　令和８年７月21日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月24日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで

令和８年８月３日　岡山地方裁判所津山支部